

佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金（次世代自動車・充電設備設置等支援事業）交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、エネルギー価格等の物価高騰による市民生活及び経済活動への負担の軽減を図るとともに、次世代自動車及びこれに付随する充電設備の普及を促進することにより脱炭素社会の実現を図り、併せて災害時等に非常用電源として利用することにより災害に強いまちづくりに寄与するため、次世代自動車の導入及びこれに付随する充電設備の設置等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）次世代自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能なプラグインハイブリッド自動車であって、法第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けたものをいう。
- （2）充電設備 搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車（以下「電気自動車」という。）若しくは前号に規定する次世代自動車に充電するための設備（以下「普通充電設備」という。）又はこれらの自動車からの電力の取り出し及びこれらの自動車への充電を行う設備（以下「V2H充電設備」という。）をいう。
- （3）国の補助金 国又は一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する次世代自動車又は充電設備の導入を支援する補助金をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- （1）市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人（市内に充電設備を設置する土地又は建物を所有する法人を含む。）であって、市税等を滞納していないもの
- （2）次世代自動車を購入して自らが継続して使用し、又は自らが所有若しくは使用する市内の土地又は建物に充電設備を設置する者
- （3）市内に事業所又は代理店を有する者から購入する者

2 前項に定めるもののほか、次の各号に定める者は、当該各号に定める者に限り、交付対象者とする。

(1) 次世代自動車又はV2H充給電設備の購入をしようとする者 当該国の補助金の交付を受ける者（当該補助金の交付の決定を受けている者を含む。）

(2) 普通充電設備の購入をしようとする者 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を所有し、又は購入する契約を締結している者

(3) 充給電設備を設置する土地又は建物が自らの所有に属さない者 当該土地又は建物の所有者から充給電設備を設置することについて同意を得ている者

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
次世代自動車本体の購入経費	国の補助金の2分の1以内	20万円
V2H充給電設備の購入及び設置経費	定額	10万円
普通充電設備の購入及び設置経費	補助対象経費の2分の1以内	15万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、次世代自動車又は充給電設備の設置台数にかかわらず、1世帯又は1法人につきそれぞれ1回限りとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる普通充電設備の購入及び設置経費については、他の補助金等の交付を受けて設置する設備に係る経費は、対象としない。

（交付申請書等）

第5条 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金（次世代自動車・充給電設備設置等支援事業）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条及び第12条の規定により前項の申請書兼実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次世代自動車の購入については、自動車検査証の写し

(2) 普通充電設備の購入及び設置工事については、領収書の写し

(3) 普通充電設備の購入及び設置工事については、設置状況が確認できる写真

- (4) 普通充電設備の購入及び設置工事については、仕様が確認できる書類
 - (5) 普通充電設備の購入及び設置工事については、電気自動車若しくはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証の写し又は当該自動車を購入する契約を締結していることが確認できる書類
 - (6) 次世代自動車の購入並びにV2H充給電設備の購入及び設置工事については、国の補助金の交付を受けることが確認できる書類
 - (7) 第3条第2項第3号の規定に該当する場合については、土地又は建物の所有者の同意書
 - (8) 市内に事業所又は代理店を有する者から購入したことが確認できる書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (交付申請期限)

第6条 前条の規定による交付申請の期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して90日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までとする。

- (1) 次世代自動車の購入並びにV2H充給電設備の購入及び設置工事については、国の補助金の額が確定した日
 - (2) 普通充電設備の購入及び設置工事については、当該購入及び設置工事に係る経費の支払が完了した日
- (確定通知等)

第7条 規則第6条及び第13条の規定による通知は、佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金（次世代自動車・充給電設備設置等支援事業）交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）によるものとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金（次世代自動車・充給電設備設置等支援事業）交付請求書（様式第3号）によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を申請した日の属する年度の翌年度から起算して次世代自動車にあつては4年以内、充給電設備にあつては5年以内に、補助金の交付の対象となった次世代自動車又は充給電設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和８年７月３日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

(この要領の失効に伴う経過措置)

- 3 この要領の失効前に、この要領の規定に基づき補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。